

上越市告示第 497 号

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の景観計画を変更したので、同法第 9 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定により、次とおり告示するとともに、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 12 月 1 日

上越市長 小 菲 淳 一

1 景観計画の名称

上越市景観計画

2 縦覧場所

上越市役所 都市整備部 都市整備課（市役所木田第 1 庁舎 3 階）